

造林事業等検査要領

昭和45年7月1日付け

45治第21号

最終改定 令和8年4月7日付け

8森保第373号

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 森林造成等事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第6に基づく竣工検査（以下「検査」という。）は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、その他国が定める要領及び通知等、造林事業実施要領（以下、「実施要領」という。）及び小規模森林育成事業実施要領（以下「実施要領等」という。）並びに交付要綱の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(検査員)

第2条 検査は、県職員が行う。

2 検査員の任命は、検査員任命簿（様式第1号）により行うものとする。

3 検査員は、検査補助者に現地確認を命じることができるものとする。

4 検査員及び検査員に現地確認を命じられた検査補助者（以下、「検査員等」という。）は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地ごとに行う。

(検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が実施要領等の規定に適合しないときは、不合格である旨を申請者に通知するものとする。この場合申請者への通知内容を検査野帳に記載する。

2 前項の不合格である施行地で、当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(検査調書と復命)

第5条 検査員は、検査終了後速やかに検査野帳（様式第2号の1～4）に基づいて検査調書（様式第3号の1～4）を作成し、確認検査書（様式第4号）に付してその結果を知事に復命するものとする。

(検査調書等の保存)

第6条 検査野帳、検査調書及びこれらに類する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5か年保存しなければならない。

らない。

第2章 検査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7条 検査は、申請書等の記載内容が実施要領等に定める規定に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書等により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等が添付された申請において、第9条から第11条まで及び第17条から第24条までに定める内容についてオルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

2 前項により現地確認を省略する場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき確認するものとする。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。なお、他事業等で、造林事業の基準を満たす検査が実施されている施行地の情報についても、「GIS等登録情報」とみなすことができる。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に示された当該施行地の位置については、森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている又は地拵えが完了している区域とする。

3 以下の事業内容のうち、地表かき起し、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域を施行地の区域とする。

- ・森林環境保全直接支援事業の樹下植栽等、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、
- ・森林緊急造成の樹下植栽等、除伐、
- ・被害森林整備の樹下植栽等、除伐、保育間伐、更新伐、
- ・重要インフラ施設周辺森林整備の樹下植栽等、除伐、保育間伐、更新伐、
- ・保全松林緊急保護整備の樹下植栽等、除伐、保育間伐、更新伐、

(除地)

第 11 条 施行地内の施業が不要な箇所であつて、1 カ所の面積が原則 0.01ha 以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 カ所の面積が 0.01ha 以上であつても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は 1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第 12 条 第 8 条 2 項の GIS 等登録情報がない場合又は同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、現地確認を行う施行地において、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータと照合し、精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (2) GNSS 等による測量成果の提出があつた場合は、現地確認を行う施行地において、2 カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度 3m 以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 13 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業等を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第 14 条 造林地の森林所有者及び地番を確認する。

(事業主体等の確認)

第 15 条 事業主体の要件等について、以下の書類により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 補助金額の査定に係る次の書類等

(イ) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 特定森林再生事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備

及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 交付要綱第 4 の 4 により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成 30 年 4 月 1 日以降のものに限る。）

2 市町村（財産区、模範造林組合を除く。）施行の場合にあつては、経費支出明細について確認するとともに予算経理簿等関係書類の整備内容についても検査する。

（現場監督費及び社会保険料等の確認）

第 16 条 共通仮設費において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の 1 %に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 標準単価に間接費を加算する施行地においては以下を確認する。

(1) 当該施行地における現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入実態調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。

(2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(3) 熱中症対策として、間接費に標準単価の 1 %に相当する額を加算する場合は、日報等により事業実施期間の過半以上が加算対象期間（7 月 1 日から 8 月 31 日）に含まれていることを確認する。

(4) 「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」（令和 7 年 3 月 21 日付け 6 林政経第 365 号経営課長・森林利用課長通知）に基づき、事業実施主体が、

技能者が3割以上在籍するものとして、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算する場合は、合格証の写し等により、当該事業実施主体に技能者が3割以上在籍することを確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の植栽及び保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）によって行い、現地確認における1施行地当たりの検査箇所数については以下のとおりとする。なお、2カ所以上の検査箇所数については、それぞれが近接しないように設定することとする。

1 施行地の面積	1ha 未満	1～5ha 未満	5～12ha	12ha 以上
検査箇所数	1	2	3	1 施行地に係る面積に1/3 を乗じた箇所以上

- ア 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m²を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。
- イ 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- (3) 枯損率は、前条の規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数／植栽本数により算出する。枯損率が20%以上のときは不合格とする。
- (4) 植栽本数は標準単価表の基準本数を満たしており、枯損率が20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。
- (5) 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、納品書、生産事業者表示票又は配布事業者表示票（写し）、苗木受払簿等により樹種及び本数を、また苗木以外の資材については、納品書購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (7) 花粉発生源対策促進事業におけるスギ・ヒノキの苗木については、添付される生産事業者表示票又は配布事業者表示票（写し）において花粉発生源対策苗木であることを確認する。
- (8) 使用苗木は罹病がなく、かつ立地条件から生育可能な健全なものであるかどうか確認する。
- (9) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (10) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、

苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

(下刈りの検査)

第 18 条 下刈りについては、雑草木が植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

(雪起こし及び倒木起こしの検査)

第 19 条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

(除・間伐等の検査)

第 20 条 除伐、保育間伐、間伐、更新伐については森林簿、伐根の年輪等により、林齢を確認するとともに、不良木の淘汰の本数については、本数検査法により検査する。1 施行地当たりの検査箇所数は、第 17 条（2）に示すとおりとする。なお、オルソ画像が添付された申請においては、伐根の年輪等による林齢確認については、現地確認を省略し、写真による検査をすることができる。ただし、写真については、原則として GNSS データが記録されたものとする。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施状況については、前項の検査区域内において確認する。不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内において全て除去されているかを確認する。

3 間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積み写真及び検知野帳等により確認する。

4 枝打ちについては、森林簿等により、林齢を確認するとともに枝打ちされた本数につき、本数検査法により検査する。

(保育間伐の検査)

第 21 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査法に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満であることを確認する。

(衛生伐の検査)

第 22 条 衛生伐の検査は、森林病虫害等防除補助事業検査基準（昭和 57 年 12 月 9 日付け 57 森保第 242 号）に準ずる。

(付帯施設等整備の検査)

第 23 条 獣害防止柵は、愛知県造林事業標準単価表に定める基準により検査する。

2 忌避材散布については、散布された本数につき、本数検査法により検査する。

3 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(森林作業道の検査)

第 24 条 森林作業道の検査は、作業道検査基準（昭和 58 年 2 月 10 日付け 58 林第 136 号）に準ずる。

- 2 当該森林作業道整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(その他の施業等の検査)

第 25 条 前条までに示された検査方法に抛りがたい施業等については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第 3 節 現地での確認

(現地確認の手法)

第 26 条 第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により確認する。なお、信頼性を確保するため、現地確認の実施箇所については、無作為に抽出することとし、無作為抽出の方法は乱数表などによるものとするとともに、抽出に当たっては林務関係課以外の職員が行うものとする。

実施要領第 6 に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の 1 申請に係る申請単位数が 1 つである場合は、当該申請に係る施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の 1 申請に係る申請単位が複数ある場合は、次表のとおり申請単位数に応じ無作為抽出し、無作為抽出された申請単位において、1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

1 申請に係る申請単位数	2～4	5～8	9～13	14 以上
無作為抽出する申請単位数	2	3	4	1 申請に係る申請単位数に 1/3 を乗じた数値以上

- 2 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書の摘要欄に「現地確認」と記載し、施業図又は検査野帳に下記事項を記入する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、下記事項の記入と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員等が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

- 3 現地確認等において、疑義が認められる申請については、第 1 項を適用しないものとする。

(現地確認の体制)

第 27 条 現地確認を行う場合は、その信頼性を確保するため、2 名以上の体制により実施する。ただし、GNSS の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1 名での体制も可とする。

(立会)

第 28 条 現地確認は、原則として申請者若しくは、代理申請者又はそれらの代理人を立会

させて行うものとする。

(写真)

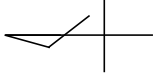
第 29 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS データが記録されたものとする。

[illegible]

〇〇事業

番号										
検査年月日	令和		年	月	日					
施行地	町大字		村		字					
	市郡		町大字		村	字				
申請者	住所									
	氏名									
区分	林種	樹種	面積	本数	施肥面積	摘要				
申請			ha		ha					
		計								
		施行方法	自力・請負・受託							
査定										
		計								
		施行方法	自力・請負・受託							
査定係数	森林経営計画等	その他	適用せず							
検査概要	位置	確認	森林計画図	GNSS	GIS	その他				
	所有者	確認	森林簿	森林経営計画	その他					
	平均植栽間隔	m	x	m						
	0.01ha当たり本数									
枯損率	苗木入先									
検査所見	合格・不合格									
検査者職氏名										

施行地実測図(見取図)



検査要領第13条に係る確認

検査要領第16条の1(衛星通信設備の活用状況)に係る確認

検査要領第16条の2の(3)(熱中症対策)に係る確認

検査要領第16条の2の(4)(技能者)に係る確認

参考事項

- 注1. コンパス等による測量の場合は、その実測図および測量野帳を添付すること。
2. GNSS等による測量の場合は、座標点間距離の確認結果を添付すること。
3. オルソ画像等による場合は、オルソ画像とシェープファイルとの比較結果(画像等)を添付すること。
4. 実測成果のある場合または1ha未満の小施行地で要点間の距離実測による場合は、全体の見取図を記載し、その実測箇所および、その実測距離を記入すること。
5. 見取図は境界付近またはそれに至る主要な示標物を記入すること。

造林事業
小規模森林育成事業検査野帳(保育等)

〇〇事業

番号										
検査年月日	令和	年	月	日						
施行地	市郡	町村	大字	字						
申請者	住所									
	氏名									
事業名	区分	申請内容	検査内容							
	樹種									
	面積	ha		ha						
	林齢	年生		年生						
	作業種	全刈・坪刈・筋刈・その他		全刈・坪刈・筋刈・その他						
保育（下刈） 保育（除伐、更新伐）	施行方法	自力・請負・受託	自力・請負・受託							
	樹種									
	面積	ha		ha						
	林齢	年生		年生						
	作業種	不良木の淘汰・不用木の除去・（搬出集積）		不良木の淘汰・不用木の除去・（搬出集積）						
	施行方法	自力・請負・受託	自力・請負・受託							
	伐採率	%		%						
	平均胸高直径	cm		cm						
	伐採方法	定性・列状	定性・列状	定性・列状						
	搬出材積	m3		m3						
保育（枝打ち）	樹種									
	面積	ha		ha						
	林齢	年生		年生						
	作業種	枝葉の除去	枝葉の除去	枝葉の除去						
	施行方法	自力・請負・受託	自力・請負・受託							
査定係数	枝打ち高	m	～	m	～	m				
	本数	本/ha		本/ha						
	森林経営計画等	その他	適用せず							
位置確認	森林計画図GNSSGISその他									
検査所見	合格・不合格									
	検査者職氏名									

施行地実測図（見取図）	
検査要領第13条に係る確認	
検査要領第16条の1（衛星通信設備の活用状況）に係る確認	
検査要領第16条の2の（3）（熱中症対策）に係る確認	
検査要領第16条の2の（4）（技能者）に係る確認	
参考事項	

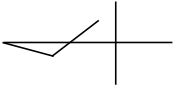
注1. コンパス等による測量の場合は、その実測図および測量野帳を添付すること。
2. GNSS等による測量の場合は、座標点間距離の確認結果を添付すること。
3. オール画像等による場合は、オール画像とシェーファイルとの比較結果（画像等）を添付すること。
4. 実測成果のある場合または1ha未満の小施行地で要点間の距離実測による場合は、全体の見取図を記載し、その実測が所および、その実測距離を記入すること。
5. 見取図は境界付近またはそれに至る主要な示標物を記入すること。

造林事業検査野帳(付帯施設等整備)

〇〇事業

番 号				
検査年月日	令和	年 月 日		
施行地	市郡	町村大字 字		
申請者	住所			
	氏名			
事業名	区分	申請内容	検査内容	容
	施行方法	自力・請負・受託		自力・請負・受託
森林経営計画等		その他	適用せず	
査定係数				
位置確認	森林計画図 GNSS GIS その他			
検査所見	合格・不合格			
検査者	職氏名			

施行地実測図(見取図)



検査要領第13条に係る確認

検査要領第16条の1(衛星通信設備の活用状況)に係る確認

検査要領第16条の2の(3)(熱中症対策)に係る確認

検査要領第16条の2の(4)(技能者)に係る確認

参 考 事 項

- 注1. コンパス等による測量の場合は、その実測図および測量野帳を添付すること。
2. GNSS等による測量の場合は、座標点間距離の確認結果を添付すること。
3. オルソ画像等による場合は、オルソ画像とシェープファイルとの比較結果(画像等)を添付すること。
4. 実測成果のある場合または1ha未満の小施行地で要点間の距離実測による場合は、全体の見取図を記載し、その実測か所および、その実測距離を記入すること。
5. 見取図は境界付近またはそれに至る主要な示標物を記入すること。

造林事業検査野帳(森林作業道)

〇〇事業

番 号										
検 査 年 月 日	令和		年	月	日					
施 行 地	市郡		町村		大字	字				
申 請 者	住 所									
	氏 名									
事業名	区分	申 請 内 容		検 査 内 容						
	幅員	m		m						
	半径	m		m		(車両等により確認)				
	縦断勾配									
	切取盛土									
	延長	m		m						
	砂利敷	mm		mm						
	その他工作物									
業 道	伐開	m ²		m ²						
施行方法	自力・請負・受託		自力・請負・受託							
	森林経営計画等		その他	適用せず						
査定係数										
位置確認	森林計画図 GNSS GIS その他									
検 査 所 見	合 格 ・ 不 合 格									
検 査 者 職 氏 名										

施行地実測図(見取図)



検査要領第13条に係る確認

検査要領第16条の1(衛星通信設備の活用状況)に係る確認

検査要領第16条の2の(3)(熱中症対策)に係る確認

検査要領第16条の2の(4)(技能者)に係る確認

参
考
事
項

- 注1. コンパス等による測定の場合は、その実測図および測量野帳を添付すること。
2. GNSS等による測定の場合は、座標点間距離の確認結果を添付すること。
3. オルソ画像等による場合は、オルソ画像とシェープファイルとの比較結果(画像等)を添付すること。
4. 実測成果のある場合または1ha未満の小施行地で要点間の距離実測による場合は、全体の見取図を記載し、その実測か所および、その実測距離を記入すること。
5. 見取図は境界付近またはそれに至る主要な示標物を記入すること。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

検査職員

職 氏 名

〇〇事業確認検査書

検査の結果については、下記のとおりです。

記

- 1. 事 業 種 別
- 2. 補 助 事 業 者 名
- 3. 施 行 方 法
- 4. 施 行 期 間
- 5. 事 業 完 了 年 月 日
- 6. 確 認 年 月 日
- 7. 事 業 成 績 別添検査調書のとおり